

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 令和元年第5回定例会提出予定議案の説明

(2) 議案第160号 川崎市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 議案第160号 川崎市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料2 新旧対照表

令和元年11月20日

健康福祉局

議案第 160 号 川崎市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を 改正する条例の制定について

1 改正内容

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、川崎市災害弔慰金等支給審査委員会を設置する。

2 委員会の概要

(1) 所掌事務

市長の諮問に応じ、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議すること。

(2) 組織

医師及び法律その他専門的な知識経験を有する者 5 人以内の委員で構成

(3) 委員の任期

2 年

3 施行期日

公布の日から施行

川崎市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市災害弔慰金の支給等に関する条例 昭和49年10月8日条例第70号</p>	<p>○川崎市災害弔慰金の支給等に関する条例 昭和49年10月8日条例第70号</p>
<p>川崎市災害弔慰金の支給等に関する条例</p>	<p>川崎市災害弔慰金の支給等に関する条例</p>
<p>目次</p>	<p>目次</p>
<p>第1章 総則（第1条・第2条）</p>	<p>第1章 総則（第1条・第2条）</p>
<p>第2章 災害弔慰金（第3条～第7条）</p>	<p>第2章 災害弔慰金（第3条～第7条）</p>
<p>第3章 災害障害見舞金（第8条～第10条）</p>	<p>第3章 災害障害見舞金（第8条～第10条）</p>
<p>第4章 災害援護資金の貸付け（第11条～第15条）</p>	<p>第4章 災害援護資金の貸付け（第11条～第15条）</p>
<p>第5章 雑則（第16条～第18条）</p>	<p>第5章 雑則（第16条・第17条）</p>
<p>附則</p>	<p>附則</p>
<p>第5章 雑則</p>	<p>第5章 雑則</p>
<p>（災害弔慰金等支給審査委員会）</p>	
<p>第16条 法第18条の規定に基づき、川崎市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p>	<p>《新設》</p>
<p>2 委員会は、市長の諮問に応じ、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議する。</p>	
<p>3 委員会は、委員5人以内で組織する。</p>	
<p>4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p>	
<p>（1）医師</p>	
<p>（2）法律及び社会福祉に関する専門的な知識経験を有する者</p>	
<p>5 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。</p>	
<p>6 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	
<p>（他の条例との関係）</p>	<p>（他の条例との関係）</p>

改正後	改正前
<p>第17条 第3条の規定による災害弔慰金又は第8条の規定による災害障害見舞金の支給を受けた者については、川崎市災害見舞金及び弔慰金の贈呈に関する条例（昭和40年川崎市条例第32号）第2条の規定による弔慰金又は見舞金を支給しない。</p> <p>（委任）</p> <p>第18条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。</p>	<p>第16条 第3条の規定による災害弔慰金又は第8条の規定による災害障害見舞金の支給を受けた者については、川崎市災害見舞金及び弔慰金の贈呈に関する条例（昭和40年川崎市条例第32号）第2条の規定による弔慰金又は見舞金を支給しない。</p> <p>（委任）</p> <p>第17条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。</p>
<p>附 則</p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	